

是に及らるが故なり

現在の會社規定に承服するものは此二十九日午後四時  
迄に其の理由を會社に申し立てるべし若し二十九日午後四時  
迄に申し立てない者は退社とするものと見做す  
次に木村英君社を新小義雄は十一社協定同  
題しつり、受えんす

二十九日各若他団体代表八名が社に面会を求め  
るが會社側は此の評議會を解散し出資者他組合  
史と兼座を蒙る他組合元澤の三とと面会日會社  
側と兼座、兼座、縮え同一貸金制度撤回を  
申し立てるべし拒絶す

二十七日主婦の友社名を以て調停に立ち入りし其の  
十二月二日幹事三十五名を會社の内規亦二十  
條三十一條によりし解若多きは十日支給する  
筈なり

十二月一日午後十二時

貸金制度の改訂要目を代表四文に声附す  
一 貸金は従来の諸給與を廢止し日給四角一割  
に改む即ち従来の貸金の諸給與を附加しん  
るものなる標派す

二 加盟各社は業務制によりし隨時貸金を協  
定しその公平を期す

三 作業場施設の事務を任する者及特別